財政危機 市民本

市職員に財政危機を訴える市長

民秋市長

地方自治体の危機が叫ばれている現在、市の財政も、深刻な危機に直面しています。

地方財政危機の原因の最大のものは、従来からの国の高度経済成長政策をこの不況のもとにおいて、大きく転換しなければならないことからきています。

ことに、大都市周辺の人口急増市町村に財政危機が著しく、超過負担（国が負担すべき費用を地方自治体に転嫁する）、社会福祉費が地方自治体に重くのしかかってきています。

私たちは、この中にあって、清潔で明るい人間尊重を市政遂行の姿勢として、市民本位の自治の確立をはかり、市民とともに人間優先の風土を育て、豊かな住みよい町づくりを進めていかなければなりません。

今や、地方財政危機は市民生活の危機であるという考え方をもって、地方財政の確立を国に強く働きかけると同時に、内部的には新たな発想と創意工夫をこらして、不急事業の点検や、事務事業の洗い直しをする必要に追まられております。

また、収入につきましても、弱者保護と負担公平の立場から、すべての収入確保について、再点検が必要となりました。

この作業は、すぐ効果の生ずるものもあり、また、長い時間をかけてやらねばならないものもあります。

本年度の財政は、確かに苦しい状態となっていますし、昭和五十一年度も財政事情の好転する材料にも乏しく、引続き苦しいことが予想されます。

しかし、以上のような努力の積み重ねがあれば、必ず好転につながるものと信じています。

私も、全国市長会、人口急増都市協議会、そして、革新市長会などのメンバーとともに、超過負担の解消、事務再配分税財源の確保などの実現に積極的に働きかけると同時に、市民サービスを低下させないよう努力していきたいと思っています。

なにとぞ、市民のみなさん方が、現在の市財政事情を十分にご理解していただき、ご支援、ご協力のほど切にお願いする次第です。

市民サービスに全力投球

増え続ける超過負担

物価高・不況の進行。わたしたちの生活は日に日に苦しくなっています。

市では，多様化する住民要求に積極的に取組んでいますが，その中で，地方自治体における超過負担は年々ふえる一方で，市の財政状況もまた，極めて苦しい状態におち入っています。

そこで，この超過負担について例をあげて説明してみましょう。

48年度の超過負担例

保育所建設費

保育所の建設は，国が2分の1，府が4分の1，市が4分の1の費用を負担すると決められていますが，実際は，市立第6保育所建設費を例にとりますと，超過負担は表のとおりになります。

市立第6保育所

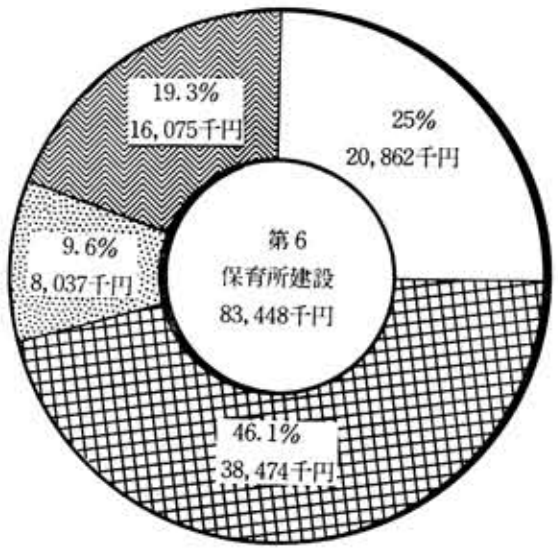

市の超過負担分
府の負担分

小学校建設費

小学校の建設の場合，当市は人口急増市町村と認められており，国が3分の2市が3分の1の費用を負担するとなっていますが，実際は，市立第4向陽小学校増築費を例にとりますと表のとおりになります。

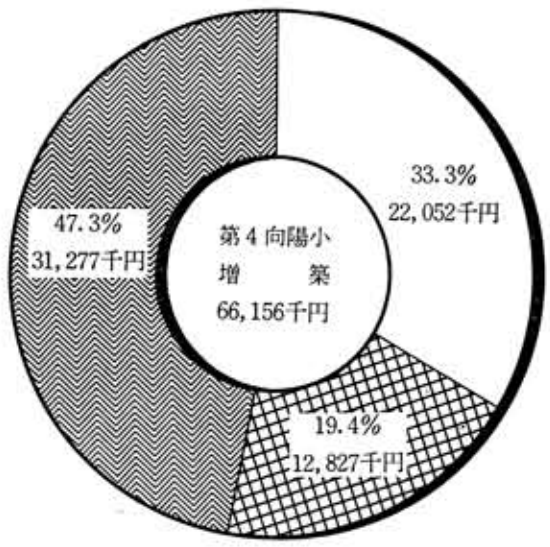

市立第4向陽小学校

市の負担義務分
国の負担分

③対象差（補助対象事業の範囲が実際に必要とする範囲より狭い場合に生じる差）などがあり，特に，単価差が超過負担の大半を占めています。

地方交付税

地方公共団体間の財政格差を平均化することと財源保障の機能を持ち，国が，国税三税（所得税，法人税，酒税）収入のうち，三二パーセント分を地方に交付するもので，普通交付税（交付税総額の九四パーセント）と特別交付税（同六パーセント）の二種類があります。

普通交付税の算定は，基準財政需要額（地方公共団体が標準的な行政運営をする必要経費）から基準財政収入額（地方公共団体の法定普通税を主とした収入額のうち七五パーセント分）を差引きマイナスになった場合，その不足額を国が交付税として地方に交付します。

昭和五十年度の市の普通交付税は，四億二千五百九十九万円で，昭和四十九年度に比し，二億三千八百九十四万円の減収となっています。

債務負担行為

公共用地の購入や，学校建設については，巨額の費用が必要となります。これらの費用は，現在の自治体の財政力では，単年度では到底まかない切れません。

そこで，市では，乙訓土地開発公社（乙訓の二市一町で設立）で用地の取得を，また，山城学校建設公社（向日・長岡京，宇治，城陽などの人口急増市町で設立）で学校建設を建て替え施行しています。これらの行為については，もちろん議会の議決を必要としますが，建て替え施行の返済については，国庫負担金，市債，一般財源などをあて，予算に計上してから，公社に年賦償還によって買い取ります。公有用地の取得分については，毎年公有財産購入費として予算計上し，一般財源で買い取って行きます。

なお，昭和四十九年度末現在の乙訓土地開発公社への債務負担額（元金）は，九億七千二百四十九万円となっています。

市債

市が行う事業などの資金不足を補うために，政府資金または民間資金（金融機関）から金銭を長期にわたって借入れることです。

市債の発行には，種々の制限が設けられています。まず，発行には知事の許可が必要です。遠債事業がきめられていて，ただ資金が不足したというだけでは発行の許可をしてくれません。

起債の対象となるものは主として，公共施設の建設事業，公営企業，災害復旧事業などに限られます。

市の昭和四十九年度末の市債現在高（残高）は二十三億九千五十一万円で，そのうち，教育関係事業債が大半の七六・八パーセントを占めています。